

投資事業評価調書（継続）

部課室名	県土整備部土木局 街路課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	街路課長 加藤 善典 (大江 泰廣)		内線	4474 (4480)
事業種目	街路事業	事業名	事業区間	総事業費	44億円	
		都市計画道路龍野線 (県道太子御津線)	揖保郡太子町鷗 ～矢田部	内用地補償費	36億円	
所在地			事業採択年度	着工年度	完成予定年度	進捗率 (内用補進捗率)
揖保郡太子町鷗～矢田部			H 4	H 4	H 1 5	7 9 % (8 5 %)
事業の目的			事業内容			
<p>よりよい生活環境の確保 バイパス整備により現県道の歩行者等の安全性の向上を図る。 太子町中心市街地のシンボル軸の形成 中心地の文化施設群と町南部を連携するシンボルロードの整備。</p>			<p>道路改築（道路新設） L = 1, 0 8 6 m W = 18.0m (2 車線) 用地買収面積 A = 14,018㎡</p>			
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・延長の長いバイパス事業のため、関係権利者が多く、また権利者の代替地要求も多かったため、その選定に日時を要したこと等により長期間を要している。 ・本年5月にJ R 山陽新幹線以南の約300mの区間を部分的に供用開始を行ったところである。 ・平成14年度までには、残権利者（3権利者、3物件）と契約を行う予定であり、物件の移転完了後残工事を行い、平成15年度完成供用を図る。 					
評価視点	評価結果の説明					
(1)必要性 安全・安心 地域の活性化 快適性・ゆとり	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路ネットワーク計画に緊急輸送道路として位置づけられている。 ・歩道の整備により現県道の歩行者等の安全性の向上を図る。（平成12年度人身事故率280人/億台・キロ） ・太子町中心市街地の南北方向のシンボル軸を形成する。 ・部分供用を開始した区間では、沿道の新しい土地利用が進んでおり、地域活性化の観点からも、残区間を早期に完成させる必要性が益々高まっている。 ・両側歩道（幅員3.5m）を設置し、連続植樹やインターロッキング舗装を行うことにより、快適でゆとりのある自転車・歩行者空間を確保する。 					
(2)有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的に供用開始をする等、段階的に早期効果の発現に努めている。 ・用地の取得が85%終わるなど、事業完了の見通しも立っている。 ・費用便益比 B / C = 1 . 5 					
(3)環境適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺には町役場、町立文化会館及び町民体育館等の公共公益施設があり連続植樹や透水性インターロッキング舗装の実施により景観等の沿道環境の保全に努める。 					
(4)優先性	<ul style="list-style-type: none"> ・現県道は部分的に歩道が整備されているが、自動車交通量も多く、人身事故が多発している。南北交通の円滑化と歩行者の安全を確保するため、継続して事業を行う必要がある。 					
再評価の結果	継続妥当	左の理由	上記内容により継続が妥当と認められた。			